

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 一 〇 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一四四)
- 二 〇 職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一四五)
- 三 〇 森林経営管理法施行規則(農林水産七八)
- 四 〇 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産一七)
- 五 〇 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件(同一八)
- 六 〇 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同一九)
- 七 〇 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(厚生労働四一六)

- 一 〇 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示(同四一七)
 - 二 〇 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件(農林水産二七四三)
 - 三 〇 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二七四四)
 - 四 〇 漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件(同二七四五)
 - 五 〇 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同二七四六)
 - 六 〇 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業二五〇)
- (公 告)
- 一 裁判所
 - 二 破産、免責、再生関係
 - 三 特殊法人等
 - 四 税理士証票無効・登録抹消関係
 - 五 地方公共団体
 - 六 行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係
 - 七 会社その他
 - 八 会社決算公告

一六 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

省 令

〇 厚生労働省令第四十四号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三三三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年十二月十九日
厚生労働大臣 根本 匠

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一(第四条の二関係) 劇物 一五二五(略) 二五の二(略) 二五の三 三―ジフルオロメチル― 一―メチル―N―(三R)― 三―トリメチル―二―ジヒドロ― 一―H―インテン―四―イル― ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤、ただし、三―ジフルオロメチル― 〔(三R)― 二―三―ジヒドロ― 四―イル― カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。〕 二五の四(略) 二六六六七(略)	別表第一(第四条の二関係) 劇物 一五二五(略) 二五の二 二―ジフェニルアセチル― 一―三―インダンジオン・〇〇五%以下を含有する製剤 (新設) 二五の三 シプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤 二六六六七(略)

附 則
この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。